

生計を同じくする家族が 成年後見人になる場合、 生活費の管理は？

相談者の気持ち

同居している父の認知症が進んでいるので、長女の私(50歳代)が後見人になりたいと考えています。私にはお小遣い程度の収入しかなく、主に父の年金で2人の生計を立てています。私が後見人になったら生活費はどのように管理したらよいでしょう？



相談者が父親の成年後見人(以下、後見人)となった場合、相談者の財産と父親の財産を区別して管理する必要があります。この場合、①後見人となった後も、相談者は父親の財産から生活費を支出してよいのか、②仮に支出できるとして、どのような手続きを経る必要があるのかが問題となります。

まず、①後見人となった後も、相談者は父親の財産から相談者の生活費を支出してよいのでしょうか。成年後見とは、認知症などにより判断能力が欠ける者(成年被後見人(以下、被後見人))に対して、家庭裁判所が後見人という代理人を選任し、その後見人が財産管理等を行う制度です(民法(以下、法)7条以下、838条以下)。成年後見は、被後見人の利益を保護するための制度ですから、後見人は自己の財産と被後見人の財産を区別して管理する義務を負い、被後見人の財産からの支出は、原則として被後見人本人のために行われなければなりません。

もっとも、被後見人が扶養義務を負う場合には、例外が認められることがあります。本件では、被後見人である父親と相談者が「老親と成年した子」の関係にありますので、父親は相談者に対して、扶養義務のうちの生活扶助義務(扶養義務

者自身の生活に余力がある場合に、その余力をもって扶養権利者を扶養する義務)を負っています(法877条1項)*。したがって、父親に一定の収入や資産がある場合には、収入額や資産額、相談者における扶助の必要性等を考慮して、適正な範囲内の生活費を支出することができます。

では、②父親の財産から相談者に生活費を支出する場合、どのような手続きを経る必要があるのでしょうか。この場合、生活費を支出する被後見人(父親)と生活費を受け取る後見人(相談者)の間で利害が対立します。そこで、後見人が自己の利益を図ろうとして権限を濫用しないように、裁判所に特別代理人(利害対立のない第三者)の選任を申し立てたうえで、特別代理人が被後見人を代理することとされています(法860条本文、826条)。なお、成年後見監督人(成年後見人の職務を監督する者)が選任されている場合、同監督人が被後見人を代理するため、特別代理人の選任は不要です(法860条但書、851条4号)。手続きを無視して生活費を受け取ったり、過大な金額を生活費名目で受け取ったりすれば、民事上、刑事上の責任(業務上横領罪)を問われるおそれがあります。

* ウェブ版「国民生活」2017年6月号「暮らしの法律Q&A」参照